

山梨県警察本部訓令第7号

山梨県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月23日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の一部を改正する訓令

山梨県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する訓令（昭和42年山梨県警察本部訓令第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

新	旧
<p>（届出）</p> <p>第16条 年金たる給付を受けている者は、次に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。</p> <p>(1) 氏名又は住所を変更したとき。</p> <p><u>(2)</u> 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が傷病等級に該当する障害の状態の程度に該当しなくなつたとき。</p> <p><u>(3)</u> 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が障害等級に該当する障害の程度に該当しなくなつたとき。</p> <p><u>(4)</u> 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。</p> <p>ア 政令第10条第4項第2号に該当するに至つたとき。</p> <p>イ 政令第10条の2第1項（同項第1号及び第5号を除く。）の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。</p> <p>ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族（政令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の数に増減を生じたとき（その遺族に政令第10条の2第1項第5号に該当するに至つた者が生じたときを除く。）。</p> <p>2・3 略</p> <p>第17条～第21条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>（届出）</p> <p>第16条 年金たる給付を受けている者は、次に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。</p> <p>(1) 氏名又は住所を変更したとき。</p> <p><u>(2)</u> 改印したとき。</p> <p><u>(3)</u> 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が傷病等級に該当する障害の状態の程度に該当しなくなつたとき。</p> <p><u>(4)</u> 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が障害等級に該当する障害の程度に該当しなくなつたとき。</p> <p><u>(5)</u> 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。</p> <p>ア 政令第10条第4項第2号に該当するに至つたとき。</p> <p>イ 政令第10条の2第1項（同項第1号及び第5号を除く。）の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。</p> <p>ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族（政令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の数に増減を生じたとき（その遺族に政令第10条の2第1項第5号に該当するに至つた者が生じたときを除く。）。</p> <p>2・3 略</p> <p>第17条～第21条 略</p> <p>附 則 略</p>

第 号

協 力 援 助 者

年 金 証 書

第 号

協 力 援 助 者

年 金 証 書

(2)

受給権者の氏名

受給権者の住所

( 年 月 日生)

年金の種類 (第 級)

年金の額 円

支給開始年月 年 月

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により上記のと  
おり支給します。

年 月 日

(給付を実施する者の官職氏名)

印

(2)

受給権者の氏名

受給権者の住所

( 年 月 日生)

年金の種類 (第 級)

年金の額 円

支給開始年月 年 月

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により上記のと  
おり支給します。

年 月 日

(給付を実施する者の官職氏名)

印

## 注 意 事 項

- 1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によって、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を給付を実施する者に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
  - (1) 氏名又は住所を変更した場合
  - (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
  - (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあった場合
  - (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合
    - ア 年金の算定の基礎となる遺族の數に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなった場合を除く。）
    - イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態になった場合又はその状態でなくなった場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）
- 4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保\_\_\_\_\_に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 6 あらかじめ給付を実施する者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、給付を実施する者に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を給付を実施する者に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合は。
  - (1) 傷病給付年金の場合
    - ア 受給権者が死亡した場合
    - イ 病状が好転し年金を受けられない程度の障害の状態になった場合（障害

## 注 意 事 項

- 1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によって、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を給付を実施する者に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
  - (1) 氏名又は住所を変更した場合
  - (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
  - (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあった場合
  - (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合
    - ア 年金の算定の基礎となる遺族の數に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなった場合を除く。）
    - イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態になった場合又はその状態でなくなった場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）
- 4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保（株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に供する担保の場合は除く。）に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 6 あらかじめ給付を実施する者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、給付を実施する者に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を給付を実施する者に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合は。
  - (1) 傷病給付年金の場合
    - ア 受給権者が死亡した場合
    - イ 病状が好転し年金を受けられない程度の障害の状態になった場合（障害

の状態については、給付を実施する者に相談してください。)

## (2) 障害給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 障害が治り、又は年金を受けられない程度の障害に回復した場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。)

## (3) 遺族給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となった場合

エ 離縁によつて死亡した協力援助者との親族関係が終了した場合

オ 受給権者が死亡した協力援助者の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了した場合（その者が協力援助者の死亡の時から引き続き身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあるときを除く。)

カ 身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

8 給付を実施する者への届出、提出、請求等は下記の担当部署あてに行ってください。

（担当部署）

（所在地）

（電話番号）

の状態については、給付を実施する者に相談してください。)

## (2) 障害給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 障害が直り、又は年金を受けられない程度の障害に回復した場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。)

## (3) 遺族給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となった場合

エ 離縁によつて死亡した協力援助者との親族関係が終了した場合

オ 受給権者が死亡した協力援助者の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了した場合（その者が協力援助者の死亡の時から引き続き身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあるときを除く。)

カ 身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

8 給付を実施する者への届出、提出、請求等は下記の担当部署あてに行ってください。

（担当部署）

（所在地）

（電話番号）